

## 第1次追加ヒアリング質問事項（第11回WG2004.10.4ヒアリング分）

### 若年退職給付【防衛庁】

若年定年退職者給付金は、若年定年退職者が提出する所得届出書に基づき支給額又は返納額が確定されることであるが、所得届出書の正当性のチェックや実際の給付金の支給（又は返納）事務については、民間に任せても十分処理ができると考えるが、貴庁の見解を伺いたい。また、確定事務以外の事務（例えば所得届出書等が提出されない場合の個別の事情調査等）についても、官でなければ行えないとはいえない事務であると考えるが、貴庁の見解を伺いたい。

若年退職給付に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

若年定年退職者に対し支給等を行う名義は国であるとしても、その事務手続を民間が行うことには不都合はないと考えるが、いかなる点が不都合であるか、貴庁の見解を伺いたい。

給付金事務を行う機関が全国に175箇所あり、平成16年度予算ベースで約1万2千件の事務があるが、給付金事務を本務とする職員が配置されているのは24箇所にすぎず、その他は副次的に処理をしているとのことであるが、本務職員が配置されている24箇所の事務処理数、副次的に給付金事務を処理している職員の本務の内容、かかる実情となっている理由についてご教示願いたい。

若年退職給付の対象となる人員は、毎年どの程度いるのか。また、給付額は、過去5年間、各年どの程度になっているか

本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

### 国際文化交流に係る助成金の交付【外務省】

国際文化交流に係る助成金の交付事務については、基本的には交付基準に基づき機械的に決定される個々の交付の処理であり、政策判断や裁量の余地はなく、民間開放は可能であると考えるが、貴省の見解を伺いたい。仮に政策判断や裁量の余地があるとするならば、一連の交付事務の中で、どのタイミングでいかなる政策判断等がなされ、それにに基づきいかなる事務が発生するかについて伺いたい。

独立行政法人国際交流基金の行う国際文化交流に係る助成金の交付は、申請のあった案件のうち、外務省が示した外交政策に従って、外交上より効果の高いものを選択して採用しているものであるとのことであるが、このような助成金交付対象選定以外の部分については、単なる給付事務であり、民間に任せても問題ないと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

国際文化交流に係る助成金の交付に関する事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

助成金の額は、過去5年間、各年どの程度になっているか

本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

#### 国際文化交流に係る助成金の交付【文部科学省】

助成金の交付業務は、海外の芸術文化との交流から刺激を得て国内の芸術文化の水準を高める日本文化の振興の観点や、対外的な日本文化の理解の増進を図る観点から相手国政府との協議を行ったり、重点を置く対象国を選択するなど、極めて高度な政策的判断を要するものであるとのことであるが、このような政策的判断以外の部分については、単なる給付事務であり、民間に任せても問題ないと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

#### 生活保護の決定・実施【厚生労働省】

生活保護に関する国等の事務の実施主体、内容および流れについてご教示願いたい。この流れの中で、どの部分でいかなる主体が行政処分を行うのか、併せてご教示願いたい。

生活保護の決定・実施に関する事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

生活保護の決定・実施については、中立性・公平性確保の観点から、なんらかの基準に基づき給付の決定・実施がなされるものと想料するところ、かかる基準に基づくものであれば裁量の余地はなく、民間による実施も可能であると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

給付要件に該当するかどうかについては、本人の就労の可能性や就労に向けた自助努力等を勘案して決定されるものとのことであるが、かかる要素を勘案するに際し、官と民とで判断基準に差があるとは考えられず、必ずしも官が行う必要はないと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

生活保護事務の一環としての相談、助言については、官のみにそのノウハウがある性質のものであるとは考えられず、また、相談、助言に際しての本人のプライバシー保護についても適切な措置を講ずることにより官と民とで差が生じることはないと考えるが、かかる分野において官が実施しなければならない理由はなにか、貴省の見解を伺いたい。

生活保護を他の社会政策と連携して機動的に活用できないか。例えば、介護保険改革で特別養護老人ホームのホテルコストを入居者に負担させる際に、低所得者層に対しては、その分だけ生活保護費として支給することができれば、社会保険と生活保護との適正な役割分担が可能となるのではないか。例えば、そうした単給の住居費支給の判断を、一定の基準の下で、介護施設の責任者に委ねることはできないか。

生活保護給付の対象となる人員は、毎年どの程度いるのか。また、給付額は、過去5年間、各年どの程度になっているか

本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

#### 厚生年金業務【厚生労働省】

厚生年金業務については、6月3日付け調査への回答において、「更なる民間委託の可否を検討する」とあるが、検討内容について具体的に伺いたい。

厚生年金業務に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

厚生年金の給付については、あらかじめ定められた基準に従い、給付対象者、給付内容、給付額等の確定がなされるものと思料するところ、かかる基準に基づくものであれば裁量の余地はなく、民間による実施も可能であると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

厚生年金の徴収については、あらかじめ定められた基準に従い、料率決定、徴収等がなされるものと思料するところ、かかる基準に基づくものであれば裁量の余地はなく、民間による実施も可能であると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

現行でも社会保険労務士等に社会保険料の徴収代行を委任していると理解しているが、そうであれば社会保険制度に十分な理解を持つ担当者を有する株式会社に徴収事務を代行させることは可能ではないか。

本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

#### 職業紹介業務【厚生労働省】

職業紹介業務に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

ILLO第88号条約において、「国の機関の指揮監督の下で、全国的体系の無料の公共職業安定機関を維持しなければならない」とされていることであるが、かかる条約において、公務員の資格を有する者が直接、職業紹介事務を実施しなければならない旨定められているのかどうか、国の機関の指揮監督の下で民間事業者が実務を行うことを禁止しているのかどうか、ご教示願いたい。

国が全国的な職業紹介ネットワークを維持することと、実際の職業紹介事務を民間が行うこととはなんら矛盾するものではないと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

職業紹介事業と失業等給付や事業主指導の業務とは、一体的に行うことで制度の実効性が担保されていることであるが、かかる業務についても、民間に任せても十分処理ができると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

#### 介護保険業務【厚生労働省】

介護保険の給付については、あらかじめ定められた基準に従い、給付対象者、給付内容、給付額等の確定がなされるものと思料するところ、かかる基準に基づくものであれば裁量の余地はなく、民間による実施も可能であると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

介護保険業務に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令の有無についてご教示願いたい。アウトソーシングすることを禁止等している法令が存在する場合、その具体的な中身及びかかる規制が存在することについての合理的な理由についてご説明願いたい。

介護保険料の徴収については、あらかじめ定められた基準に従い、料率決定、徴収等がなされるものと思料するところ、かかる基準に基づくものであれば裁量の余地はなく、民間による実施も可能であると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

本業務に従事しているのは、何人か。どういった人間が官で関与しているのか。関与している人間の平均的な人件費はいかほどになるのか。人件費の総額はいかほどか。また、物件費としてどの程度かかっているのか。

以上